

平成30年度税制改正大綱について(6回シリーズの第1回)

今年の税務対策のポイントは、顧問税理士又は【経営相談】

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業. Net まで気軽にお問合せください、

著者：(株)I&C・HosBizセンター

会計事務所経営支援推進部長 車田 栄一

第1回(6回シリーズ)

2018年も早半月が過ぎ、いかがお過ごしでしょうか。会計事務所経営支援推進部の車田です。初めての登場、失礼いたします。

会計事務所をお客様とする業界を40年間経験し今日に至ります。今回はちょっと固いテーマですがご一読ください。

・平成29年12月14日に、政府による「平成30年度税制改正大綱」が公表され、22日には閣議決定されました。今回は事業への影響が大きい、①法人課税、②個人所得課税・事業承継税制・資産課税 に絞りポイントを説明いたします。

◆5年間にわたりデフレ脱却と経済再生に取り組んできたアベノミクスの現在における最大の課題は、少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり改革」を断行することです。税制においても、これらの課題に対する税制改正・見直しが行われます。経済社会の構造変化を踏まえた「働き方改革」を後押しする観点から、昨年度に引き続き個人所得税の見直し、が行われます。

・法人課税の分野においては、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを後押しする観点から、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び新たな設備投資を促進するための措置などが講じられます。中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性の維持・向上をはかるために、事業承継税制についても抜本的な拡充が行われます。

また、OECDのBEPSプロジェクト等で合意された国際的スタンダードに合わせるために、国際課税制度の見直しも行われます。

なお、説明する内容については、今後の国会における法案審議の過程で修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

1. 法人課税

1) 賃上げ及び生産性向上のための税制パッケージ

① 所得拡大促進税制の見直し・拡充

賃上げや設備投資を一定割合以上行った場合には、給与支給増加額の15%の税額控除ができる制度になります。さらに教育訓練費の増加要件を満たす場合には、20%の税額控除が認められます。中小企業に関しては、一定の要件を満たす場合に給与支給増加額の最大25%の税額控除が認められる制度になります。平成30年度から3年間の時限措置となります。

② 除法連携投資等の促進に係る税制（IoT 投資税制）の創設

企業内外のデータを連携・高度利活用することにより、生産性の向上を図る一定の要件を満たす情報連携投資を行った場合、設備等の取得価額について特別償却（30%）又は税額控除（5%あるいは3%）ができる措置が講じられます。3年の時限措置です。

③ 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業について、生産性の向上に関連する税額控除（研究開発税制等）の適用を行わないこととします。（3年の時限措置）

④ 中小企業の設備投資支援

中小企業の一定の要件を満たす設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年の時限措置が創設されます。

2) 株式を対価とする株式等の譲渡（株式対価 M&A）に係る所得計算の特例の創設

産業競争力強化法の特別事業再編（仮称）に基づき、保有する株式を譲渡し、対価としてその認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べすることとされます。（3年の時限措置）

3) その他

① 組織再編税制の適格要件等が一部見直されます。

② 交際費の損金不算入制度の適用期限が2年間延長されます。

③ 欠損金繰戻還付の不適用措置の適用期限が2年間延長されます。

④ 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用期限が2年間延長されます。

2. 個人所得課税、事業承継税制、資産課税

1) 個人所得課税（所得控除）の見直し

① 給与所得控除

控除額が一律10万円引き下げられます。給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円として、その上限額が195万円に引き下げられます。子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないように配慮されています。

② 基礎控除

控除額が一律10万円引き下げられます。合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用ができません。高額な年金収入を得る高齢者について、公的年金控除が引き下げられます。これらは平成32年分以降の所得税について適用されます。

2) 事業承継税制の見直し

事業承継税制について、10年間の特例措置として各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われます。

- ① 納税猶予対象の株式の制限を廃止し、納税猶予割合80%が100%に引き上げられます。
- ② 雇用確保要件が弾力化されます。
- ③ 2名又は3名の後継者に対する贈与・相続に対象が拡充されます。
- ④ 株価が下がれば差額が免除される減免制度が創設されます。

3) 資産課税

①一般社団法人。一般財団法人に財産を移転することによる課税逃れや、小規模宅地等の特例本来の趣旨を逸脱した悪用を防止する観点から、贈与税・相続税の課税の適正化が図られます。

②外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外財産を相続税等の課税対象としないこととします。

以上、平成30年度税制改正の一部を簡潔に解説いたしましたが、詳細は以下のサイトで確認ください。

◆税法適用のメリットについてのご相談は、

【経営相談】 <http://xn--figzti72ae5m.net/> 中小企業。Net

財務省

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%27

経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

最後になりましたが、今年一年が皆様方にとって最良の年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

===== お知らせ =====

■ボード型マネジメントゲーム：経営特くんゲーム リニューアルのオープン！！ 予告■
61回の開催実績を持つ「経営特くんゲーム」のトライアルコース、インストラクターコース

今回構成内容を一新して再開します。

<対象者> インストラクターを目指す方。中小企業でOJT。税理士・診断士等で普及を目指す方。経営支援メニューをパワーアップしたい方。

◆◆◆◆本格的な経営特くんゲームを体感できます。◆◆◆◆◆◆◆◆

電卓およびPC機を持参ください。(エクセルによる自動決算を行うため)

インストラクター養成コース・トライアルゲーム 10:00~17:00(1日コース)

- 1) 第62回 平成18年01月27日(土)
- 2) 第63回 平成18年02月24日(土)
- 3) 第64回 平成18年03月24日(土)
- 4) 第65回 平成18年04月21日(土)

◆詳しい実施要領は、次号以降にご案内します。

●参加費用 1,000円(資料代)

●開催場所「経営特訓道場」

JR駒込駅南口 徒歩7分 東京メトロ南北線駒込駅1番出口 徒歩6分

●インストラクターを目指す方への特典等（委細は次号にてご案内します）

- ①経営特くんゲーム キットBOX
- ②インストラクター用メソッドを収納したCD
- ③インストラクター認定コースの受講

アマゾンから出版！！（定価 800 円（税別））

「世のため人のため」経国済民のイノベーション

◆◆◆ 理念経営のすすめ方 改訂版 ◆◆◆

「清貧」の時代から「清豊」の時代へ

中小企業で働く人々が幸せないと、日本は良くならない。

中小企業ファースト！

中小企業家、経営支援家、クリエイター、ライトワーカーのための
ワクワクする生き方ガイダンス

著者 43年間倒産ゼロの実績を持つ経営支援家

Captain 平本 靖夫

=====

MSDN セミナー（詳細は下記の URL からチラシを参照ください）

◆ 講話 ◆ 理念経営のすすめ方の基本理念を解説（10回シリーズ：月に1回）。

あなたの魂に呼びかけます。私たちの存在理念は何か？ 生まれ来た意義は？

◆ 講師 ◆ 著者の Captain 平本 靖夫

- ・日時；第1回 2018年1月18日（木） 16時～18時。その後懇親会にて交流（別料金）
- ・場所： 中小企業マスターズクラブ 研修室
160-0004 東京都新宿区四谷3-1-1 山一ビル 6F
- ・参加費：1回当たり1,000円（税込み）、教本代 1,500円（任意）
- ・日 程（毎月 第3木曜日）

- 第1回 2018年1月18日(木) 理念経営とは未来を志向する
- 第2回 2018年2月15日(木) 経済活動における理念経営の役割
- 第3回 2018年3月15日(木) 心と経営
- 第4回 2018年4月19日(木) ニューリーダーの条件
- 第5回 2018年5月17日(木) 企業の進化・発展・持続と理念経営
- 第6回 2018年6月21日(木) コマ型企業論と理念経営
- 第7回 2018年7月19日(木) 企業進化論と理念経営
- 第8回 2018年8月16日(木) 経営計画の構造と基本手順
- 第9回 2018年9月20日(木) 理念経営を体得する

◆2018年10月19日(金) 第5回 Next30 ビジネス交流発表大会

- 第10回 2018年11月15日(木) 人類の総意が世界の未来を拓く

下記の案内兼申し込み用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申込み下さい。

URL : http://www.keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_127.pdf

経営環境の創出・適応して「安心・安全」の企業経営ができる、お役に立ちますように「中堅・中小企業“かかりつけ医”ネットワーク=MSDN」を構築推進しております。

◆企業経営の「安心」とは、いつでも経営者が使えるキャッシュが手許にあることです。「安全」とは、企業経営のカジ取り（行き先・アクセル・ブレーキ）を、先を見通したマネジメント会計情報（注）をもとに、行うことです。

（注）経営者の意思決定に役立ち、キャッシュフローを「安心」の状態に保ち、収益力を高めるための、部門別（部署別・商品別・得意先別・仕入先別等）の管理会計のことです。税務会計との違いは、税務会計は過去の実績にもとづく納税計算が目的なのに対して、マネジメント会計は、現在・未来を見通して刻々と（即時に）経営情報を経営者に提供して、未来のビジネスチャンスの獲得やリスクに備えることができる点です。ライバルに差をつけるには、体得することがNO1になる条件であります。

=====

◆経営相談は

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業. Net

の「お問合せ」を開き、必要事項をご記入のうえ、送信してください。